榮花物語 目錄

特別
リ5
6661
9

特物
門り5
漉6661
巻9

昭和二七年
四月三十日
購求

宮内庁書陵部

栄花物語目録

上自寛平宇多下至寛治堀河二百年事赤染衛門記之

一巻物語ものがたりの御堂開白道長公の栄花をとゝのへかゝるを通つる疑の事れ河とゝろく名付給りぬ

二巻の巻のおれ〻栄むのこゝろをしるあれ

三巻せれ玄の事れ宇多帝もまた〻かくれ

四巻を風もうこまなくして桜をなすさ〻

五巻ふかくさまとせもをうるくめるくぬる事

六巻うとせもをれこゝろく水よせもとゝ色ゝ青き

七巻世せもをたしてゆ白いとゝ色もたりこゝ

八巻さつゝ

月宴

第一

一康保三年八月廿六日清涼殿月宴

第二

一寛和二年八月十二日の和歌

第三

一四条院御時

第四

一道長公

第五

一中納言義懐卿

第六

一伊周公

第七

一長保二年十二月廿日定子

第八

一内裏

第九

一寛弘八年六月十二日一條院

第十

一寛和元年の大嘗会

祭主榊親

ゆふてのはかなきおつまりかけくるあめりのたよりならは

第十一　　はゝきゝも

一長和二年七月六日中宮(妍子)の御産は三条院の御子にて(陽明門院)禎子也
東宮(後一条)あれにまします御心をつぼみし花と申すを御堂の御心にもしかも
の御むもとに字をあらはし此御事をいへはつほみもかうして字を
あるはいさつくしてつほみ花とはしめくらし
初花の巻に後一条院を御出生の時は初花とあり

第十二　　玉のむら菊

一長和四年の御事に公有玉の村菊といへる宗　　義忠
稲もくさゝ庭にむしろに御前にむらさきに菊をかさねる玉のむら菊

第十三　　ゆふして

一三位中将(道雅)当子内親王におもほしかけしを　ゆふして
御簾にゆふかけてはらひし事をいへるにやいかにもかくもあさみとり

第十四　　あさみとり

一寛仁二年三月後一条院(御元服)中宮の姫君十二才中将の君(威子)も
とし十あまりに入内給へる日女房の袖のかさねの色あはひ也
あさ緑にも見えけるにあさみとりとはいへるなるへし

第十五　　疑

一治安元年法成寺にて御出家ありしをおもひきこえ給へる事をいへるにや
かしこき御心をおもひはかりてうたかひとはいへるなるへし
たゝいまもしくはあやしきにうたかひの巻をいふか

第十六　　もとのしつく

一寛仁三年四月堀川の女御(延子)うせ給ひし時御悩みにて
女御のうちに院(小一条院)おほしめしさためてひとつ御きさいの
となりにまします院のうちにこもりてなかめ給ひし御物おもひ
てもとのしつくの露もとの雫やと哀

第十七　　音楽

一法成寺(御堂供養)の御堂を御供養ありてかくはしめて法の

[illegible]

第十八

御堂のいとさとなんいうなる人の
かもとうはとくこと遅きはいかなる
[illegible]

第十九

一治安三年四月朔日一条院[illegible]
[illegible]

第廿

一治安三年十月十三日[illegible]
[illegible]

第廿一

一万寿元年三月[illegible]日[illegible]
[illegible]
[illegible]

第廿二

一万寿元年六月[illegible]御堂[illegible]
[illegible]
[illegible]

第廿三

一万寿元年九月十九日[illegible]陽院[illegible]
[illegible]

第廿四

一万寿二年正月右馬頭憲定のしまの海[illegible]
[illegible]
年[illegible]
[illegible]

第廿五

一尚侍[illegible]東宮[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

第廿六

一万寿二年八月三日男[illegible]
[illegible]
[illegible]

第廿七

一万寿元年三月十九日　上東門院　衣の珠

さとつ宣旨をかうむりて后宮　妍子　のもとに

かうらん衣の袖をふひかへしてまいらん

女院門院の

ゆきつらん衣をはこの袖にて　万寿四　水

第廿八　章子

一年の内にとりあつめられたる

うかしまをとりあつめていつれ遊女よりも

玉のかさり

同年　妍子　第廿九

一枇杷殿うせたまふくはれ仏はうを行はれかさりを

保昌朝臣のうちめしのおとめ　遊女

らすとしくおかるとつ

かとなるぬ源のあをとろ　てこふ玉のかさりを月にはをとる

系中

第卅

一万寿四年三月四日入道　四堂　殿の材

門代とりつ人

燈をし雲ほとるとり　跡まて恵命

第卅一

一まこやなとの人こもしかり人等の所　殿上の見

おつとめ　松殿　選ま　殿上の見

第卅二　寺合　松殿

一長元八年六月三日三ヶ月ほとて　南の殿寺合をさせ給

第卅三　上東門　法成寺殿　殿

一女院より御装束をさせ給て　殿

て殿院の門方に女房まゐ

かうさくしの源門の衣をもあ　吉松内侍

第卅四　吹絵屋

後冷泉院
一東宮の御方より一品宮へ(章子)
[illegible]
第廿五　蛛のふるまひ
一寛徳元年四月[illegible]
内にくものを[illegible](寛定女)
[illegible]
第廿六　根合
一永承六年五月内裏(後冷泉院)根合をさせ給ひしに
第廿七　[illegible]
一康平元年二月廿三日の夜内裏[illegible]堂
[illegible]
[illegible]
[illegible]
第廿八　[illegible]

一延久四年二月廿日院(後三条)[illegible]大弁経信
[illegible]
[illegible]
第廿九　[illegible]の滝
一承保三年[illegible](御堂公)[illegible]
第四十　[illegible]
一寛治二年四月[illegible](郁芳門院)
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

栄花物語系圖　自齊王至源氏

人王五十九代　諱定省　号亭子院　寛平法皇　母藤原の基経の女

宇多天皇

六十代　諱敦仁　号延喜門院　法皇三条　母藤原の基経の女

醍醐天皇

奇世親王

廣明

村上の女五宮威子の母

第一　号西宮左大臣

高明親王　子孫奥に有

村上の代に中務大輔同左大将同右大臣同左兵衛督同右大臣同左大臣冷泉院の代康保四年十二月十五日左大臣に任じ同安和二年三月十五日太宰

計子　母藤原の基経の女懐の代に出る

一品式部卿　号六條宮

敦実親王　子孫奥に有　母醍醐の女

式部卿

基平親王　中務卿

代明親王

行明親王

前坊　母藤原の穏子昭宣公女

保明親王　文武の子

保光　母藤原の定方卿の女　左近衛中将山陵使中納言従二位春宮大夫左近衛中将同中納言従三位

女　重通公の北方姫君の母

師房卿　母藤原の道長公の女　左大臣従一位太政大臣

六十代　諱寛明　後十六日

朱雀院

母穩子　土御門左大臣藤原師長の
女なり
天慶六年八月十六日崩二十歳

冷子内親王

母藤原基経公の女内親王と号す
同じく冷泉院の時未だ
東宮の御妻となる同天慶
四年十月十日に郡位同日立后
し山の井と云延喜年七月一日皇
太后となり後つくの井と号す
十一月朝日に崩

八日卒

女

義孝公室母藤原師尹公
の女

重光

母藤原冬嗣公中将時平公の
女なり後に清慎公の
政仕大納言と号す極

則理

初め中の井と云
尾張守兼左大臣に任ず

女

伊周公の北方なり後に
[illegible]

宣明親王

母藤原基経公の女
同じく冷泉院の桃園の宮
と号す

女

宗院朝臣の宮姫子母
母御息所女童子

徽子

母藤原冬嗣公兼房
右大臣村上の女中宮
母

有明親王

女

母[illegible]の女なり[illegible]
城寺に住す

忠[illegible]

振合の女なり政仕大納言の
御おのゝと号す

女

振合の女なり小一条院の
[illegible]の母

女

振合の女なり後冷泉院の
乳母

荘子

母藤原冬嗣公村上の女[illegible]

女　久我公の小方妻如円母

女　土通兵部小方朝臣の母

六十二代　諱成明　治世二十一年

村上天皇

母藤原伊尹卿の中納言藤原の
朝臣の女　同冬元服
九年四月十二日崩御　同冬
康保四年五月九日薨　四十二歳

女

盛明親王

女

兼明親王　中務卿

高倉上皇の母　具平親王の母

惠子　伊周公の小方道雅卿の母
母藤原為光

厳子　私方公の小方公任卿の母

康平親王

母民部卿九方女　母藤原為光
後世同書　長和二年二月薨

昭登

母中務の卿ちかもと女

風雅の者　うくひす　深草院
ひ山の者　見元二年病よりて
京のおくに親王よりあり
号京中書王　四条院　紙出
女四人

康子　仲物公孝公の母

六十三代　諱憲平　第二の皇子

冷泉院

母中宮安子　仲物公女　母藤原
の者　天暦四年六月九日誕生
同冬七月十三日立太子　同者
康保四年十月十一日崩御　十八歳
同者　安和二年八月十三日譲位

由初もの者　うくひす　冷泉院の
なりの上　月の者　うくひす　硫黄
庭

清仁

母中務女平子　初もの者　うくひす
冷泉院の内裏やなりの

女一宮

母中務

女二宮

母同初もの者　うくひす　中務の
うくひす　やしろ
ほをうくひす　春よれ

月かきの今ふ[illegible]冬寛弘八年
十月廿四日崩 四歳六十二
治世三年

六十九代 諱師貞 治世二年

花山院

母懐子伊尹公女月蔭冬安
和元年十月六日誕生同冬同
二年八月廿二日東宮立坊二歳
むしの年永観二年八月廿七日
四帝位十七歳同冬寛和二年
六月廿二日の秋禁中をぬけて
花山よりかくれまいらせられ
十九歳初むしの冬寛弘五年二月

女三人
母中務うしすめ

女四人
母[illegible]

女子[illegible]むしの年言のまと
[illegible]宮ノ婦うやしなひまいらせ女二
の子おのくいつれもいとこの
中よりもとりわけ初むしの
年より三歳

小一條院 諱敦明
子孫興よ有
母皇后娍子薄時公女月蔭冬
冬[illegible]年より従是初むしの年より
[illegible]の村菊月東宮廿三歳

春九

八月崩 四歳四十
第二十六
六十七代 諱居貞 治世五年

三條院

母超子兼家公女むしの年貞元
二年三月より従是同年寛和二年
七月十六日立太子 十歳月陰
の年寛弘八年十月六日四帝
位 十六歳 [illegible]の村菊月[illegible]
四月十九日四歳退位[illegible]の年寛
仁二年八月九日崩 四歳四十二

第二十七
為尊
母[illegible]月蔭冬[illegible]従是

[illegible]の年寛仁元年三月
院崩御の後八月三日[illegible]
[illegible]院とゝ[illegible]

敦平親王
母同初むしの年中務卿

女
[illegible]月蔭冬陽明門院より依

祇子
[illegible]通公の北方[illegible]公の母
[illegible]月十三日
[illegible] 号三条后

敬子
斎宮

[illegible]

第四女

敦道親王

母同じ[illegible]

初めの[illegible]

女一宮

宗子　月[illegible]

母は[illegible]

女二宮　圓融院の女御

尊子内親王

母同じ[illegible]

後の[illegible]

敦儀親王

母同じ[illegible]

[illegible]

師明親王

母同じ[illegible]

二月仁和寺[illegible]

[illegible]

當子

母同じ[illegible]

[illegible]

第三女

致平親王

母在衛[illegible]

[illegible]

成信

母[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

永圓

母[illegible]

女二宮

禮子　教通公の妻

[illegible]

女三宮

母[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三井寺の僧都衣の房門
をもとめくに三井寺より入道中納
言家同じくまた三位僧都と宮
腹より母の宮三位中将入道と有

一品式部卿　第四の皇子

為平親王

母安子月家より出たまへる
元服
第四の皇子
ゆゑ民　諱守平　御年十六年

圓融院

母同月家より出たまへる天徳三年
二月二日誕生同年冬元服

頼定

母は明石の女君一説には源
中将つねもとの源宰相
よりの事なれども為平同腹也
遠使の尚同年寅仁二年六
月九日あかの日ゆうせられ

女

文合より参りて師房の北方

年九月朔日立たまふ子九歳
同年冬和二年九月廿二日帝
位十歳也山の宮永観二年
八月廿七日出家位ゆりて冬
永祐元年入道きさきなりて
御諱は尊同年正暦二
年二月十二日崩ぬ　成子

ゆゑ六代　諱懐仁　御年二十五年

一條院

母は兼家の女也山の
宮天元三年六月朔日誕生
同年永観二年八月廿七日
東宮立給　十歳　同年寛和

母は兼人公女元子

女

元子内親王　母は第一
母同　院の内侍　宮内

憲定

母は定子同母兄也

女

母有忠女
元子内親王　母は東宮
は東宮院の宣旨

女

母は通公妻也一説房子母
母は同　内親王

二年六月十二日出家法名七歳
[illegible]
元服いとけの者宣旨
[illegible]
[illegible]

敦康親王
母皇后定子道隆公女うつくしの者正暦四年二月誕生親王
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

女
母同
[illegible]
[illegible]

恭子　中の宮
母同[illegible]

女
母同　具平親王の北方初めの
[illegible]

嫄子　後朱雀院后
母具平親王女[illegible]
[illegible]

女三宮
嬉子
母同　[illegible]
[illegible]

七十代　諱敦仁　治世二十三年
後冷泉院
母皇太后藤原氏[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

後子
母同[illegible]

佳子
[illegible]

篤子
母同[illegible]

若宮
母中宮[illegible]

女宮
母同[illegible]

第二の宮

[illegible]親王
母[illegible]
[illegible]

七十代　諱[illegible]仁　治世[illegible]
後三條院

母陽明門院禎子内親王寛徳
二年正月十六日東宮に立給
卅五のとしにて治暦四年七月
廿九日御即位同五延久元年
十二月八日御譲位同四年
四月廿九日御ぐしおろしみな同
五月七日崩 御とし四十

七十二代
白河院 諱貞明 治世十四年
母茂子公成女能信公の養
東宮同年延久四年十二月廿九
日御即位 治世の後応徳三年
十一月廿六日御譲位

廿九日立后 子なくして応徳
二年十一月八日うせさせ給

輔仁
母同 延久五年 誕生
のちのちまで御服

若宮
母基子 源基平女 御ぐしおろして
うせ給

敦文
母中宮賢子 顕房公女 御門の養
承保元年十二月誕生 同三年
八月六日にうせ給ふ
四歳

うせさせ給 七歳

六十八代
後一條院 諱敦成 治世二十年
母上東門院道長公女 初めは中宮
寛弘五年九月十一日誕生 一条院
の第二の皇子 同八年六月十三日立
太子四歳 三条院の御ゆづりにて長和
五年二月七日御即位 九歳 御年
のち寛仁二年正月三日御元服
十一歳 御年廿九 長元九年四月
十七日崩 御とし廿九

六十九代
後朱雀院 諱敦良 治世九年

御のちに女御代 入内
同年 立后
同年同九月 立后
のち九日 うせ給

後冷泉院后
章子
母中宮威子 道長公女 長元
元年十二月 誕生
一品の宮 九歳
長暦元年十二月十三日後冷泉院
東宮の時 禎子内親王
年七月立后 後冷泉院 太宮
御門の大宮 后 同年 女院
二条院となる

母同初めの妻宮弘子十月
九日誕生ゆゑ
文永九年七月十
日に邦仁親王
二年四月十日に譲位同八
日崩御五十七

准三后
脩子
母定房卿二女
十二月九日誕生初めの妻
一品式部卿敦仁親王
なり後同妻より一切親王より
宣下あり建治元年
一品式部卿

准三宮
聲子
母同西園寺
公相公の妻
二品式部卿
親王
時系統の
妻なり
母西園寺
公相公の妻
二品式部卿
親王
同日薨ず

七十六代 諱 善仁
場河院
母賢子邦仁の妻兼仁三年七月
九日降誕系脈代を継ぎ
二月十六日に邦仁親王
堤子
母同邦仁の妻兼仁の
誕生同妻兼仁二年新宮
まで御芳門院と申
善子
母道子
妻なり

師房
母源師房女
公卿
妻なり
母源師房
妻なり
同妻
内大臣
妻なり
内大臣
妻なり
内大臣
妻なり
母内大臣
妻なり
同日薨ず
七歳

女
初めの妻なり

今子
母源子爲兩氏妻ニて斉院

祐子
母同　斉院准三后

女二人

良子
母後三条院ニ行幸しまゐ侍しの
ちニて斉宮祐命の妻准三后
同妻ニ行り給ひの志つ氏まき
後三条院崩ぬいつの中ニ尼ニ成

女三人

娟子　ふゐ侍の妻ニて世二人同
母同　子斉院ニ成り給祐命の
妻ニくみ行る時ニ行給

女
母同　敦康親王の妻

博子　教通公再室
宮門行幸氏ニて斉三人後悔の妻
入道一品宮ニ資ニやゝ〜なしのゝく
ものすきとゝ〜ク

俊房――女　よしみち
歳の氏ニてまくなれ中納言
後ニて新中納言同妻ニ成給
後の志つ氏ニ左兵衛督兼同の妻

忠実公の御方ハ兼兩の妻ニて

九条殿ニて俊房公
の御方なり

祐子内親王
母中宮嫄子敦康親王の女
九条殿ニて誕生

謀子内親王
母同　九条殿の妻ニて誕生
祐命の妻斉院八歳後の後の
妻ニ行給

正子内親王
母後子新京公女祐命の妻ニ
誕生後の後ニ妻ニて斉院
後の志つ氏の妻ニまくり給

具平親王

歌房
祐命の妻後の後の志つ氏ニ
中納言左兵衛督かけまさ兼
同の妻大納言同妻右兵衛
同妻右兵衛同妻右兵衛

仁覺　俊郷　法橋の尼ニて
兼門の妻ニまゐる

師忠　後の志つ氏ニ後の
兼門の妻ニ宰相中将

女　通房公の妻ニ
九条殿ニて誕生

母荘子代朋親王女房の
養子六条中納言の女子
初めの名は宮弘七〇薨
七のみこ月高の養子

永平　原地人

母芳子仲平公女月高の
母くにつくり記の月親王
なりしゆゑ

第九の子

昭平

母在衛公女たそね家の
母くハたーく宮たつ
位をもす

女

任命の名は仲実公の妹
母右大公女

仲川の名は今任京と号

女

母内侍右　任内侍女右

賢子

母長彩女右の三位実仲実
公の妹なり任内侍名
内侍京の内侍なり任
藤家為と号内侍の長
保元年六月八日立后は
名を為仁元年九月廿二日
まもなく　廿八歳

女一宮

母中宮月高代名
誕生やりくらせ

女二宮

保子　女三宮

母在衛公女たりしの名すく
家忠公養子母絶めく
引とりくらせ

就子内親王　女四宮

母微子朋親王女月高の
名をまこと絶

威子　女六宮

母計子庶明女　りんそね家の
名をまこと絶

女

伝任の宮
たそね家代名すて道家義
ひ任日の名をくに内家之間
妻尼より御衣のたりの
てありしとす絶

女

通信の宮と
たそね家代名まこと絶

時通

母穆子ちりくの名弁同名
かも

女

この別腹の妻のちり上東門院
より任道忠公養通初めの名は
中納言の名ちりより絶その名
ちる

宇多第八皇子
○○敦実親王

雅信
母は宇多女御山の井の大納言
同母右大臣定国の母
先右大臣同母正暦四○七月九
九日薨 七十歳

寛朝
仁和寺の僧正 ひろしの母
[illegible]

重信
[illegible]

号五門者一條者也

女
[illegible]
疑の母大納言宣旨者[illegible]
[illegible]

師良
[illegible]
[illegible]

技義
[illegible]

[illegible]
中納言 右中弁

雅通
母穆子初めの[illegible]

宗子 女六宮 母[illegible]
母荘子 女七宮 同母[illegible]
[illegible]
母安子
資子内親王 女九宮
母同母[illegible]
[illegible]

選子内親王 女十宮
母同母[illegible]
○円融院の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

時叙
母穆子[illegible]
[illegible]
[illegible]

時中
[illegible]
[illegible]

済政
初めの[illegible]
[illegible]

朝任
[illegible]
[illegible]

右大臣同室 [illegible]
[illegible] 八月薨

道方
初めの [illegible] 弁 [illegible]
[illegible] 右大臣 [illegible]
[illegible] 源氏

女 隆 [illegible] 氏 [illegible]
母 [illegible]

雅也
[illegible] 氏 [illegible] 人 弁 同室
[illegible] 源氏

[illegible] 月 [illegible]

女 [illegible] 氏 [illegible]
[illegible] 源氏

倫子
母 穆 [illegible] 氏 [illegible]
[illegible] 氏 [illegible]
[illegible] 月 [illegible]

上東門院の御母

濟信
[illegible]

[illegible] 氏 [illegible]
[illegible] 月 [illegible]

[illegible] 氏 [illegible]
[illegible] 月 [illegible]

[illegible] 氏 [illegible]
[illegible] 月 [illegible]

信
[illegible] 氏 [illegible]
[illegible] 氏 [illegible]
[illegible] 月 [illegible]

女 宣旨 [illegible] 氏 [illegible]

張硯第一
○○高明親王

雅房
初めの [illegible]

中君
母同
道綱の [illegible]
[illegible]

三君
致平親王の御方 [illegible]
[illegible] 氏 [illegible]

資通
[illegible] 弁

師賢
[illegible] 氏 [illegible] 少弁
同室 [illegible]

政也

つぐこのきみ中納言おもはすの
のきみ源中納言ゆきてのきみ
中務卿敦実親王のみこの
大武四賀氏きみ源あきつ
月さ一日を宰相にしたまふ

後賢

母師綱公女月華門院殖子
左遷の時奥州にしたがひ
くりたるゆゑ中務卿親王
中納言初めのきみ源中納言
基中将従五位下中務卿
五位蔵人式部丞兼伊勢
きみ源あきつ

実基

母参議公女
の孫氏きみ民部大輔
中務卿兼尾張

女

整子内親王
きみ

弘基

れかねのきみ
きみ源中務卿
きみ源中務卿
きみ源中納言
右近衛中将

資緒

女

母実兼公女
実兼公

中君

大納言
きみ

高松上

道兼公妻室
きみ

河内守
威明親王
の
倫子
時氏

三条院第二の宮

小一條院

母実兼公女
実兼公
中納言
源中納言

道良

道良公養子号宇治大納言
北通

隆國

右大臣
右兵衛督
中納言
右大臣

隆俊

一本ニ 敦貞 中務卿

母殿光公女能子 中宮の亮にいたる

敦昌

母同 宮内の亮 従四位の庶子の 中納言公経の五男三井寺の 大僧正覚中宮とる

敦元

母故子道長公女三井寺に住 中納言公経の子にてなりて法師に成

敦賢

母敦康公女弥門の義子にて 僧都寺に同じ頃 よりさらに同じくなりて

権の大つ三位の宗源中納言同じ 母は右大臣の大臣

女

則房公の弟の 権の大つ三位の子

隆綱

権の弟の子にて 源中納言 権の大つ三位の子にて寺の中納言

某

弥門のまで 兵庫の

女

敦賢の弟の 涼子の母

女

母敦明女 弥門の兄にて 御堂門院の 乳母とある

系北

基平

母同 橘の大つ三位の娘 僧正の 兄とぞ

信宗

母弟の女也 権の弟の中納言同じ 兼中将

女

橘の大つ三位の 兼斎宮女院子の

女

母敦光公のむすめ 権大の弟にて寛子の

儇子内親王

母同 信家の女

嘉子

母倫俊の女 権中納言の女 橘の大臣の子

寿子

母弟の女也 弥門のまにて斎院宗の そこに住む

涼子

弥門の兄にて斎文

基子

母良頼女 橘の大つ三位の子 一品の宮 藤子の養子 同母入内 梅つぼ

後三条院の女御 実仁親王の御母

権大納門同兄 源三位同兄 権の 条院崩後同日尼にぞなりにし

行宗

橘の大つ三位の子 中納言

季宗

権の弟の子にて少将

橘の大つ三位の子 中納言

藤氏

文德天皇御祖父
大臣左右吹子父
冬嗣 院化官贈左政大臣 月嘉[illegible]

陽成院御祖父
清和右大臣左右高子父
枇杷中納言贈左政大臣 月嘉[illegible]

長良
朱雀村上二代御祖父大臣右穩子父
左政大臣 諡昭宣公 月嘉[illegible]
墓所 [illegible]

八条右大將
保忠 月嘉[illegible]

敦忠
月嘉[illegible]

左中將
相信

女
[illegible]

院九官贈左政大臣 月嘉[illegible]

時平
母人康親王女 一男
延喜九年四月四日薨 年九歲

枇杷左大臣
仲平 月嘉[illegible] 二男
母同天暦八年十月薨 年一歲

注三位[illegible]
兼平 月嘉[illegible] 三男

注一位摂政關白左政大臣
次三位 諡貞信公 四男
忠平

相如 [illegible]
女 [illegible]

文慶傳都 初じの[illegible]
[illegible]

[illegible]小路右大臣
敦忠
月嘉[illegible]

[illegible]
宇多女御
寛子 号京極御息所
[illegible]

女

母方平公より打ち一月嘉氏
老、大唐三年八月十四日薨
七十歳

祝部右　糸産村上の母方
穏子　愛を右大

一男　諡清悟公
実頼
母昭宇右大臣従有公女月嘉
の老小野宮の左大臣同冬治
泉院の門河原保四〇十二月
十三日を故左大臣より給同冬ま
円融院の門河原改同冬之孫
之〇四月十八日薨　年一歳

二男
師輔　子孫奥に有
母同月嘉氏老ゆく九条
の右大臣同老之大臣四〇四月
二日より四日薨　四十三歳

某　月嘉氏老ゆ之命れ
みさ風ふいつゆ也有

師氏　四男
母同月嘉氏老ゆく中納
言糸ゆ之同老大納言
同老之孫之〇七月十四日
うせ糸　四十六歳

師尹　五男　子孫奥に有

女　敦実親王の北方

右衛門督
元輔　尼の盛

心誉　玉のかつら氏老ゆく云ふる
の侍部

祇公侍部　ものの氏老
歩行

敦敏
母河平公女月嘉氏老ゆく姫
子有

佐理

女
[illegible]山の老ゆく云ひ云人の
老を宰大弐　親忠

女
為光公の北方也山の老ゆ
子有

女
延光卿の玄月嘉氏老ゆ之
子有

女
つくし氏老ゆく高陽院り
中宮、ゆり殿の内うし也
人宮公氏老ゆ懐平親の子

公任
母代明親王女月嘉氏老ゆく
侍中納言ゆ之大入ゆ多
の老ゆく侍中納言ゆ八歳量

母同月高あれ也よ小條右府
同也ゝ東宮傳同兄右大臣同
也安和二年十月廿日薨年
歳

頼忠
二男 謚廉義公 号二條殿
母同月高あれ也よ左大将同
也右大臣也山の也よ左大臣
よ但ほ同兄円融院の御時関白
二年十一月十日寄日同也天元
元年十月二日左大臣太政
御との也永延三年六月廿六日
薨六十六

斉敏
三男

のもよ宰相と承の也又大永
門督初めの也四條大納言の
鳥氏也又撰意大納言衣の孫乃
也万寿二年正月也とに之薨

遵子
円融院后
母同月高あれ也よ入内也山の
也よく天元五年三月十一日立
后世の人とりつの后とゆ同
也即ち東の又とか悲しゐの村前
乃也よくや也左后又同也寛
仁元年六月一日卒

諟子
花山院女御
花山の也よ中納言

承七二

述子
村上女御
母同月高あれ女 右近衛内侍
同也よくらせ給ふ

実資
号後小野宮右大臣
月高あれ也よ実頼公の
東宮よりく代也よく東宮傳
同兄宰相兄之も為長兄也
中納言初めの兄右大将いえ
つけの也権大納言也りの
也氏也右大臣又大納言也氏也
大将を辞し中小将今の也

女
母同
重信公氏北の方

定頼
母昭平親王女也りきの也右
大弁参議の也四條中納言同
也大納言

登任
よしよう也代兄よ弁
ききれ也よ右大弁

長家
為人

女
教通公の北方保姫氏也万
寿元年正月廿日ここ卒六十
歳

永兼文年四月十八日薨
八十八歳

資教 ― 女
邦門の妻
奇信の仇

女
亟教仇の妻
母は高倉殿の女

高遠
太宰大弐

懐平
母同初めの妻なり嫡男同母
東宮大夫四位の妻中納言
隆房卿の妻りの母北の方

中君
母定教より行年一四かもの妻
ゆく遠年中ゆるしなくして
しかるべきの事共ありあり
三年三月ゆえ

隆季
母は藤人少将
奇合の妻なり無嫡

隆家
奇合の妻少納言
妻弁同妻侍中納言

女
信西入道中絶後の妻
ゆえ

永兼

女
同人再嫁隆房卿
ゆえ

隆通
母保実仇女四位の妻
右衛門督の子
督殿合の妻侍中納言

資平
母同四位の妻同妻
妻右大将方

隆任
母伊予守合の妻乃弁同妻
奇信仇妻侍同妻宰相殿
乃妻中納言同中将方

女
その妻宰相殿

女
母の妻宰相殿の妻
ゆえ

資房
実資公妻
四位の妻宰相殿の妻
中将乃殿妻母は摂津の
妻宰相殿ゆえ

資仲
摂津の妻侍従中将母の妻
宰相殿摂津の妻中納言

敦実
母乃妻宰相殿妻
宰相殿

貞信公二男

○師輔

伊尹　謚恵信公　号一條殿

月あきらかなりしかども大納言国章
右大臣同じき円融院の御時天
禄元年四月十日病改り出
家したまひ改右大臣同年五月
一年十二月朔日薨　四十九歳

義懐

母同じ山の尼君なり中納言
同年寛和二年六月十二日

出家したまひ法名を
入道中納言と申す

法泉院御門　出山院の御母
懐子　贈皇后宮
母同月あきらかなり安和元年
二月朔日入内

女　為尊親王の御方
女　定信公妻通四の君と
申す
女　為尊親王の御方出山の尼
宮の御方と申す

挙賢　号少将
母代明親王女出山の尼君延喜
九月十日薨去　十二歳
後少将

義孝　号少将
母同じ尼君なり同日薨

行成
母保光卿女なりそれ義孝の子
なり後拾遺初代の名臣中納言
の官にまで位大納言に昇れり
寿四年十二月四日
薨　六十六歳

実頼
母　同じ男君なり
あきみつの君
武蔵守

良頼　あきみつ朝臣の子
信濃守今の世にあり

行頼
夜の殿と申す同君なり
出家したまひし

信頼　摂津の守
女　あきみつの君の御女
ふじつぼ

成房
兄とそね宮内卿とかね

女
宗純の室

致圓
京極殿の孫 仏心の僧
都と号す 極同寺法印
の内 薬師堂にゐうさ

文通
宗小
河原家

兼通
諡忠義公 号堀河殿
母伊尹公女 同時宮内卿
うつ中ま女 権大夫 同時とも

女
顕朝卿の室 中将とま号す

女
りやの宮内卿 まこく
室三の宮内卿とまうす 同時法印
安元年三月うせ給ふ 十六歳

伊房
惟の弟の子 右大弁

敦光
上山の家まく 藤原中納言とと
号す 権大納言 のちまた 右兵衛の村
菊の家まく 堀河院にいまして
宮内卿 治承元年五月七日
に薨 七十八歳 無量寺に御寺

文治は上山の宮内卿 同年
円融院の御時 天延二年 摂政
同じ天延之年 関白 同二年
太政大臣 同寛元二年十一月
四日従三位 同八月薨 五十三歳

法真院大入道殿

兼家
子孫 奥に有
母同 同宮内卿 とまうす 大将
同じ中納言 上山のそ 東三条
の大納言 右大臣 同じ兼通公
摂政の時 貞元二年 十月十一日
大納言 右大臣 とりくらゐ
まう 兄弟 不和なりけり
同じ兼通公 とて はじめ

よしみくまる

道家
おかね
母村上女 成子内親王
のちた女ね

一条院女御

元子
母同兄 宮内卿 とまく 入内
兼家公 同じとうつまさまく
水うしく はかなみとの
まく 叙定 まいまゐりの 女子
生して 兄つる 花まゐ

延子
小一條院女御

文年十月二日右大臣に任ず
[illegible]
[illegible]三日一條院御即位同日摂政
准三后同年永祿二年摂政
同年正暦元年摂政
を辞し[illegible]同八日三
[illegible]同年正月二日薨 六十二歳
八通をよみ[illegible]て諡す

深覚 [illegible]の[illegible]の母の伝記

遠慶 ― 女 [illegible]
[illegible]の[illegible]
小野の[illegible]信[illegible]
一條院の[illegible]女倍
子孔乳母

[illegible]の[illegible]の[illegible]と
[illegible]の[illegible]の[illegible]

朝光（アサミツ）
母有明親王女[illegible]山の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

円融院后
煌子 ― 母宴[illegible]
母同 延[illegible]年七月朝日立后同
[illegible]年六月二日[illegible]

朝経
母敦忠女[illegible]

[illegible]

[illegible]

高定 ― 母[illegible]

遠定 ― 母[illegible]

女 [illegible]
母敦敏女 [illegible]

女 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
道信[illegible]

資朝 ― 右馬[illegible] [illegible]山の[illegible]
姫子 ― [illegible]山院の女[illegible] [illegible]山の[illegible]
母重明親王女

基房 ― 女 [illegible]の[illegible]実仁親王の乳母
[illegible]の[illegible]
[illegible]

正光 ― [illegible]の[illegible]

女 [illegible]の[illegible]
母[illegible]明公女 [illegible]

女 [illegible]の[illegible]
[illegible]公信[illegible]室[illegible]

誠信 ― [illegible]
母敦敏女[illegible]
[illegible]

村上石　冷泉円融母石

安子

月蔵氏　冬弘僧石の如く同き
天徳二年七月廿七日立石同
き　応和四年四月九日よ
りさきなり

登子

月蔵氏　きく沙弥　法名
空円　同き　沙弥　うしなはてのち
村上の時　八角登せ　高
氏　とよりる

女

この系
月蔵氏　きよう　仏の如く
修理石の母

斉信

母　敦敏女　そね蔵氏　きよ
中納言　初　の　中　ゆ　夏　同き
石　寛弘四年　七月　廿七日　立石同
　　夜の　陽　き　梅　寺　入　の
　　の　氏　ゆ　合　の　き　ゆ　八　年
　　二月　卒

女

　　の　氏　ゆ　き　よ
　　い　と　ゆ　し　う　き　の　ゆ　と　有
　　夜　陽　の　冬　百　寿　二　女　八　氏
　　九日　ようき　ゆ

道信

母　伊勢　法名　女　そね　蔵　の　冬　信　中納言

繁子

　　ゆ　氏　き　ゆ　く
　　海　と　信　と　有　同　き　氏　雲
　　の　小　方

女

　　の　系　と　有　法　名　再　玄
　　母　き　ゆ　氏　ゆ　有

慈子

月蔵の　冬　き　ゆ　き　法　系　院　坊　よ
　　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
　　信　法　の　小　方　氏　方　の　母

女

九男　アキラ　諡　恒徳公

為光

母　藤　有　訳　と　月　蔵　氏　き　ゆ　く
　　き　拾　不　の　お　有　石　き　ゆ　拾　と　有

同　き　氏　き　法　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ

尋覚

　　ゆ　ゆ　氏　き　ゆ　く　法　信　有
　　の　信　都　の　ら　信　法

良文

　　法　信　有　の　小　蔵　察

公信

母　道信　よ　有　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　氏
　　く　中　納　言　ら　け　の　き　内　氏　仏
　　ゆ　ゆ　の　き　た　系　蔵　同　き　系　文
　　信　ら　文　ゆ　ゆ　氏　き　字　れ　同　き
　　検　北　遠　使　の　お　有　衣　の　陽　ゆ　ゆ　き
　　万　寿　二　ゆ　八　月　廿　日　卒　四十歳

女

義懐の妻

母　誠信　ゆ　有　ゆ

むしやの妻二条氏大納言殿の
の妻右大臣大くそね殿氏也
一條院の御時被改同妻正暦二年
七月廿六日薨
号法住寺殿　五十歳

十一男　謚仁義公

公季

母従三位藤原高藤卿の
妻藤原中納言同妻藤原定
方卿の妻紀伊中納言
かくやく殿つくの妻たる将軍
の妻宮院内大臣の母菊の
妻寛仁元年三月四日右大臣

惟子　むしやの女院弘徽殿
母同むしやの妻藤原人間同妻也
うせ給ぬ

女　三の君
母右大臣大くそね殿氏妻藤原
こんゑの二ちゝね殿伊周公の一位

四の君
むしやの院うせ給ぬ
の妻ゆゑ

女　六の君
りの宮氏妻藤原
徳中納言研子の仰

寛康

寛成

母右衛門督藤原朝忠の妻藤原
中納言亮同妻紀伊守兼経の女
おとゝ弱冠二人の妻宮院右兵衛
督二人氏妻藤原右兵衛
中納言同妻大武

公成

ゆゑ氏の妻藤原伊尹

母藤原朝忠の妻藤原
中納言亮同妻紀伊守兼経の女
二十四日薨　七十二歳

母藤原伊尹の妻藤原
中納言同妻藤原定方卿
の妻藤原

保家　公基　徳氏なの妻氏
ゑのすけ

女　夜の殿の妻ゆ斉信卿の妻

寛季　公実　邦門の妻
ゆゑ
ゆゑ
邦門の妻氏
邦門の妻藤原

教仁　あさ
母小野内侍

女

義子

女

訳資

如源

通任

相任

女

義子

一条院女院弘徽殿

義子

貞信公五男

師尹

定時

実方

清時

三条院后 小一条院の御母

城子

女

女

道綱

元右大将同じく長徳元年四月
廿七日うせ給ふ 五十五歳
日蔭の巻に見ゆ 長和五年四月
鴟尾を段に見え

芳子
村上女御
小一条の宣耀殿と申す
同じくうせ給ふ

○兼家
師輔公二男

道隆
号中関白
わかくの君と申す 三位中将
中納言 同じく中宮大夫 同じく

東宮傅 号傅殿 長徳元年
四年十月十六日うせ給ふ 六十六歳

兼経
小一条相
母雅信公女 産早卒

道命
阿闍梨

道頼
母山井永頼女 童名大千代君
同じく蔵人頭 同じく三位中将 同じく
山井大納言 同じく長徳元年六月十一日卒
廿五歳

女
大納言 君と申す 上総

女
玉の村菊 山井北の君 上東門院に仕
敦通公かへりみ給ふ

大納言同じく内大臣同じく正暦
元年九月八日一条院内 摂政
又関白と申す 同
長徳元年四月六日 薨
同十日薨 四十三歳

伊周
儀同三司
母高階成忠女 ... 家の
君 小千代君 同じく三位中将
同じく中納言 同じく大納言 同じく
内大臣 ... 長徳二年
四月 大宰権帥 号帥殿
同四年十一月 ... 初めの君

道雅
母重光女 ... 家の君
わかの君 ... 初めの君と ... 蔵人
少将 ... 三位中将

女
母同 初めの君 ... の方
... 上東門院に仕

女
母同 ... 信 ... の女

良基
... 四位少将 ... 内君

忠信
東宮権大夫
... 同じく
... 乳母

寛弘二年従五位下四月九日
叙爵 九歳

隆圓

母同じ兄弟の中にて小柳の
侍従殿中務卿宮の御乳母
寛弘二年四月家

隆家

母同じ兄弟の中にて伊周公同じく
出雲の国遷同じく帰京初めの
中納言にて中納言に成り
従二位権中納言に成り
内大臣の宣旨を蒙り右大臣

良頼

母兼資入道の女にて伊勢守の
中納言に成り

隆円

母兼資入道の女にて右中弁
従四位下に成り

基

母の方

女

基平の妻

良朝

母の方

女

基平の妻

為の中納言に成り
寛仁元年帰京寛治元年
朝日に成る 六十六歳

頼親

周礼

初めの名は為
つくむれ

周家

一条院右 教頼親王の母

定子

母伊周公の女
一条院の皇后
寛弘元年正月十日
同年四月廿日出家
同年四月廿日崩

女

教儀親王の妻

女

亜相の妻

師房

母同じ兄弟の中にて
源中納言に成る

師基

侍従殿右中弁

女

師房の妻
斉信卿の妻

東

母同じ兄弟の中にて式部卿

兼隆

母は親に先立て女房の出家し給ひしを聞て
おなじく出家し給ひしかば
[illegible]

重綱　みつなりのそつ法師

尊子

母は[illegible]子師綱の女房なり
[illegible]

女

母は重隆の[illegible]
[illegible]

女

母は[illegible]
[illegible]

女

母は[illegible]
[illegible]

兼房

[illegible]

女

[illegible]

女

母は[illegible]

通房

母は憲定女房[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

師実

[illegible]

女

母は[illegible]
[illegible]

道兼

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

道長

[illegible]

さぬきのかみ〳〵隆季同卿
三位中将同年右京大夫同年さ
中納言まゝく右衛門督かきうを
同年中ゝ大夫かくさね寝殿卿
大納言同年右大将同年二条院
の内侍と位之出家同月十日関白
同六月廿九日右大臣正月肘の
きさき二条院の内侍和哥出家
同年後一条院の内侍寛仁元年
三月四日右大臣を辞し同月
廿七日摂政を新道公いゆり辞
同日准三后疑のさて之落尾
同年寛仁三年三月九日出家
年四十歳 詳の福なし寿也

母祇子 親王女 播合のさて
少将 同年中将 同年中納言 同年
大納言 同年内大臣 従の
右大将 同年右大臣 同年左大臣
門の宮 後一条院の内侍関白
後冷泉院の内侍宣旨之出家 摂政
号京極太政

後冷泉院后
寛子 号四條宮
母 具平親王女 播合の宮入内 同年
立后 皇后宮 門の宮 皇太后
宮 同年太皇太后宮

号後二条殿

十二月四日薨 六十二歳

冷泉院女御 三条院の御母
超子 贈皇太后
ゆふやまの宮に天元五年正月庚申死

円融院后 一条院の母后
詮子 号東三条院
ちかの宮のさとく入内 梅壺の君
とかく遁所く のさ 寛和二年
七月五日立后 皇太后
正暦二年 出家 院
女院と申なり 崩
のち長保三年十二月廿二日崩
天下諒闇 四十年

師通
母 師房公女 従の 太政大臣
門の宮 三位中将 同年宰相 同年
右大将 同年内大臣 廿二歳

家忠
母 女 門の宮 少将 同年
三位中将 同年宰相 同年大将
同年内大臣 廿二歳

静意
母同 門の宮 仁和寺 僧正

頼実
母 女 門の宮 大納言

経実
母 門の宮 大納言

嬉子 たゝしのかみ東宮(後朱雀院)后
後冷泉院の御母 万寿二年薨

女 小一條院の女御 寛子

頼通 号宇治関白

初めの名は頼光 元服して
少将 同年三位中将 同年左大将
同年権大納言 又内大臣 摂政のまま
太政大臣 氏の長者 左大将 関白
かね 一条院の御時 寛仁元年三
月四日 同月 同月 辞 七十六歳
あきみちかきく関白 関白の宗
の嫡男たゝしく後冷泉院の
御時 左大臣 摂政 法名 宇治
入道 御年八十三 延久六年二月二日
薨 八十三歳

頼宗 堀河右大臣 一条とも

母は信子 上東門女 初めのまき
出羽守 ゝゝ 同年 左兵衛佐 同年
少将 同年三位中将 右衛門督
中納言 右大将 ゝゝ
にしかし中納言 同年 大将 同年
大納言 疑の ゝ 大納言 ゝゝ
ゝゝ 右大将 右大臣 同年
同年 右大臣 堀河の年 ゝ

女

仁源 母小少将 天台座主 ゝゝ

忠実 母 ゝ ゝ 元服して
ゝ 同年 少将 同年三位
中将 同年 大納言

兼頼 母伊周公女 ゝゝ
右大臣の年 三位中将 右大臣 年
中将

俊家 母 ゝゝ 右大臣 ゝ 同年

頼信 ゝ 権中納言 同年 康保 二年
十月六日 ゝ 年 六十三歳

宗俊 権中納言

師兼 堀河の年 ゝ ゝ 同年 二月二日 辛 歳

女 堀河の年 ゝ ゝ 同年 ゝ 中 ゝ ゝ
堀河の年 右 師通公 北方

基貞 ゝ 大納言 ゝ 権大納言の
ゝ ゝ 権大納言 みのかみ

と称し[illegible]同年[illegible]暦元年二月
二日薨 七十三歳
号大二条関白

教通

母[illegible]通公[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
右大臣同年[illegible]
[illegible]
承保二年九月廿五日薨 八十歳

[illegible]信

母[illegible]
[illegible]

基長

[illegible]
[illegible]上東門院[illegible]

女

[illegible]

経季

[illegible]同年[illegible]
四年八月朔日[illegible]
大納言 小條院の[illegible] 五十九歳

女

母伊周公女[illegible]上東門院の[illegible]

[illegible]子

母同[illegible]
[illegible] 中納言[illegible]

昭子

[illegible]
[illegible]

[illegible]

経信

[illegible]二年[illegible]月[illegible]
[illegible] 十九歳
[illegible]若[illegible]万寿[illegible]
[illegible]月[illegible]日[illegible] 五十三歳

母同[illegible]二位中納言
[illegible]中納言同年[illegible]
[illegible]
[illegible]大納言
康平八年二月九日卒 七十三歳

経長

母伊周公女[illegible]
[illegible]

信家

母公任[illegible]女[illegible]
[illegible]
中納言[illegible]

信基

母同
[illegible]

信長

母同[illegible]
[illegible]

静[illegible]

[illegible]

静覚

母小[illegible]
[illegible]
同[illegible]

中納言[illegible]の[illegible]氏を[illegible]
[illegible]門の妻内[illegible]同文、[illegible]は子
十月十四日[illegible]
文人[illegible]氏と[illegible]

基氏　[illegible]の[illegible]氏を中[illegible]
[illegible]門院女院宣[illegible]

道子
母[illegible]門の妻[illegible]
の[illegible]
[illegible]

長家
母[illegible]
[illegible]中納言
[illegible]

氏[illegible]同[illegible]中[illegible]文[illegible]の[illegible]
[illegible]廟[illegible]十月[illegible]日[illegible]平　五十歳
一条院右　[illegible]

彰子　号上東門院　東北院[illegible]
母倫子[illegible]
[illegible]
入内[illegible]
[illegible]歳同二年三月[illegible]
[illegible]
[illegible]

三条院后　号枇杷皇

妍子

母同上　天延元年生　初め
冬中宮　右大臣の長女　三条院の
の時　未だ　女御　なり　日院
ひさしく　なれ　二月　十日　立后
あさみたりの　長女　なり　おのが
より　九年　寿四　九月　十四日
うせたまへり

○在衡

月　高　藤　中納言　同　大臣　孫
文　年　四月　左大臣　位　同　月
七日　うせ　人　歳

正妃　敦平親王の母

月　高　藤　中納言　孫　の　母
なり　なり　なり　なり

○延光

月　高　藤　義　人　左大臣　同　中納言
枇杷大納言

女　清時　の　五月　高　藤　中納言
母　紀　名　の　女

嬉子

母同　初め　の　長し　姫　宮　の
の　長　後　あり　二月　は　後朱雀院
宮　藤　時　宮　参　なり
尚侍　也　藤　の　長　二　八
月　二日　は　後　宮　同
七日　うせ　なり

○元方

月　高　藤　中納言　孫　なり
なり　同　長　寛和二　三月
四　高　和　同　年　卒

菅根一男　為東宮亮

九年　九月　二日　おくり　なり
六日　うせ　歳

○兼澄

父　藤　中納言　の　長
長　小一条院　宮　宮　母　なり
なり　なり　山　藤　院
なり　月　の　長　二　六月
八日　うせ　歳

女

母　藤　左大臣　中納言　の　長
長　小一条院　宮　宮　母　なり
なり　なり　山　藤　院
なり　月　の　長　二　六月
八日　うせ　歳

女　令婦　乳母
陽明門院　の　房　藤　村　高　の　長　は　高

女　師房公北方

母は[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]歳

四麻呂末孫

○獨逸

有國　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

[illegible]　[illegible]　[illegible]

八年七月十四卒　六十九歲

房業　一条三条は一条氏の代侍従

[illegible]の[illegible]人

物語兄公末孫好古男

○爲政　[illegible]　博士四位侍従

○成忠　[illegible]　[illegible]

[illegible]　[illegible]

明順　[illegible]　[illegible]

道吹　四[illegible]

信吹　同[illegible]

清昭　[illegible]

[illegible]

資業　[illegible]　[illegible]

[illegible]　[illegible]　[illegible]　博士

良業　[illegible]

某　[illegible]

女　憲定室

大江

○匡衡

初[illegible]の[illegible]

[illegible]

浄妙寺の[illegible]

資子　[illegible]侍

道隆公の[illegible]伊周公の母[illegible]

[illegible]二年十月十四[illegible]

女　物[illegible]

[illegible]

[illegible]

実政　[illegible]

[illegible]侍従　[illegible]　博士

擧周　一条院より[illegible]一条院[illegible]

[illegible]

○赤染衛門

上東門院官女或鷹司殿女房平兼盛女又赤染時用女時用
依歴右衛門志尉ヲ号赤染衛門ト

匡房

おのえつねたかの朝臣同妻
右少弁